

令和3年5月14日

三重県議会議員 日沖正信様

会派名 草の根運動いが
会派代表者名 稲森稔尚
質問者名 稲森稔尚

文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次の通り文書による質問を提出します。

1 質問項目及び内容

県議会議員が伊賀市民の現住所を無断公開した事案について

- (1) 知事は4月22日の記者会見において本件事案について「住所を公開する必要があったのかと言えば、それはなかったのではないかと思いますので、そこは率直に謝罪を、撤回謝罪をされるのが望ましい」と述べたところであるが、本件事案はどのような問題点があると認識をしているのか、具体的かつ明確な見解を伺う。
- (2) 特に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定した理念とは相容れない事案であると考えますが、県の認識を伺う。
- (3) 本件事案について、県に対して寄せられた抗議等の批判的な意見の件数とおもな内容を示されたい。

2 質問の趣旨及び理由

自由民主党県議団所属の県議会議員が、伊賀市在住の男性カップルの現住所を自らのブログに無断公開した事案が発生した。このことは、公職者による県民への明らかな人権侵害行為であり、県民が公職者に対して自由に意見を述べることを萎縮させる深刻な事案であると考えます。

「人権県宣言」を行う本県の知事としては、あらゆる差別や人権侵害に対して毅然とした姿勢が求められるところであることから、本件事案に対する知事の認識を確認する。

3 回答を求める者 知事

